

尾道市公共工事労務単価の運用に係る特例措置事務処理要領を次のように定める。

平成25年5月7日

尾道市長 平谷 祐宏

## 尾道市公共工事労務単価の運用に係る特例措置事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事請負契約約款第60条の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事」とは、市の発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において「旧労務単価」とは、予定価格算出時に利用した労務単価をいう。

3 この要領において「新労務単価」とは、契約日時点の労務単価をいう。

(対象工事)

第3条 変更契約することができる対象工事は、市長が別に定めるものとする。

(受注者への通知)

第4条 対象となる工事ごとに、新労務単価に基づく請負代金額の変更についての協議を請求できる旨を、発注者から受注者に対し、請求可能期限を明記し通知する。

2 請求可能期限は、通知日から14日以内を基本とするが、契約変更手続等に支障があれば、支障の生じない日数に短縮することができる。

(受注者からの請求)

第5条 通知を受けた受注者は、新労務単価に基づく請負代金額の変更について、請求可能期限までに発注者に請求する。また、この請求は、受注者からの請求を発注者が受理した時点で有効とする。

(変更契約)

第6条 前条の請求の受理後、直近の変更契約時に新労務単価により積算

された請負代金額を反映する。

付 則

この要領は、平成25年5月7日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年3月4日から施行する。